

◎ 石垣市の奨学金制度

石垣市では、進学・修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により学費の支払いが難しい世帯に対して、奨学金の貸付・給付を実施しています。この奨学金制度は、これまで 30 年以上続けている事業で、延べ 300 人以上の奨学生が利用しています。

現在、石垣市には貸付型と給付型（2 種類）の奨学金制度があります。この機会に奨学金の利用について、また、進学について考えてみてはいかがでしょうか。

なお、各種奨学金には一定の所得基準を設けております。（裏面参照）詳しくは、石垣市教育委員会までお気軽にお問い合わせください。

令和 7 年度まで実施していた「石垣市奨学給付金事業」は「桃原用昇奨学給付金事業」に集約し、募集人数も 5 名に増員しておりますので、多くの皆さまの応募をお待ちしております。

石垣市は、あなたの進学を応援します!!



給付型奨学金(返す必要がない奨学金)

◎ 桃原用昇奨学給付金

応募条件	・保護者が石垣市に 3 年以上住所を有していること。若しくは、生徒が石垣市内の高校を卒業（見込）していること。 ・高校 3 年間の評定平均値が 4.0 以上あること。 ・他の石垣市の奨学金制度と併願は可能ですが、併用はできません。石垣市の奨学金以外との併用は可能です。（日本学生支援機構等）。
対象学校	大学・大学院
作文審査	「桃原用昇奨学給付金を志望する理由及びあなたの将来の自立目標とその理由」をテーマに、1,200 字以内で作文を提出していただきます。
採用人数	5 名（予定）
給付金額	月額 5 万円

◎ 桃原用昇高等学校奨学給付金

応募条件	・石垣市に 3 年以上住所を有していること。また、生徒が石垣市内の中学校を卒業見込みで、石垣市内の高等学校に入学予定であること。 ・中学校の評定平均値が 3.5 以上あること。 ・家計状況（裏面の所得基準額以下であること）。
対象学校	石垣市内の高等学校のみ
作文審査	「桃原用昇高等学校奨学給付金を志望する理由及びあなたの将来の自立目標とその理由」をテーマに、1,200 字以内で作文を提出してください。
採用人数	3 名（予定）
給付金額	月額 1 万円



貸付型奨学金(返す必要がある奨学金)



◎ 石垣市奨学貸付金

応募条件	・保護者が石垣市に住所を有していること。 ・高校 3 年間の評定平均値が概ね 3.3 以上あること。 ・連帯保証人（保護者）のほかに保証人（生計を共にしない第三者）を立てること。など
対象学校	大学、短期大学、大学院、専門学校、専修学校、高等専門学校（1～3 年生の課程を除く）
採用人数	5 名（予定）
貸付金額	・月額 5 万円又は 7 万円の希望する額（無利子） ・入学一時金 30 万円又は 50 万円の希望する額（無利子）

※ 令和 9 年度の新規奨学生(高等学校を含む)については、貸付・給付奨学金とも令和 8 年 9 月 14 日より募集開始※

各種奨学金の所得基準について

貸付型・給付型奨学金ともに所得基準を設けております。基準については、
〔世帯所得金額〕－〔世帯状況に応じた特別控除額（Ⅰ：特別控除額表）〕
が所得基準額（Ⅱ：所得基準額表）を下回っていることが条件となります。

※ 各世帯分の収入（年収）ではなく、所得で計算いたします。また、所得金額については、石垣市税務課が発行する市県民税所得証明書に記載されている総所得金額を基に計算いたします。

※ 特別控除については、奨学金を受ける日時点を想定して控除いたします。つまり、現在高校３年生であっても大学生等としてその金額を控除いたします。

【所得基準計算式】（①世帯所得）－（②特別控除）＝（③算出額）
（③算出額）＜（④所得基準額）



- ・世帯の総所得金額が470万円
- ・奨学金希望者が高校３年生
- ・妹（中学３年生）、弟（５歳）がいる５人家族

1. 市県民税所得証明書に記載されている総所得金額を年収がある世帯全員分を足す → ①470万円

2. (R7.4月時点での)世帯の状況に合う控除事由を選ぶ

- ・本人（自宅外通学の大学生＝130万円）
 - ・妹（自宅通学の高校生＝37万円）
 - ・弟（未就学児＝8万円）
- 合計②175万円

3. ①470万円－②175万円＝③295万円

4. ③295万円と、（Ⅱ：所得基準額表）から５人世帯の基準額を比較
→ ③295万円＜④328万円

③算出額が④所得基準額を下回っているため対象となります。

＜Ⅰ：特別控除額表＞

控除事由	特別控除額		
母子・父子世帯	45万円		
就学者のいる世帯（１人につき） 		自宅通学	自宅外通学
	小学校	8万円	25万円
	中学校	15万円	32万円
	高等学校、高等専門学校（１～３年生課程）	37万円	54万円
	大学、短期大学、大学院、高等専門学校（４年生課程以上）、専門学校等	91万円	130万円
未就学児のいる世帯（１人につき）	8万円		
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯	父母以外の者の所得者一人につき35万円。ただし、その所得が35万円未満の場合はその金額。		

＜Ⅱ：所得基準額表＞

世帯人員	基準額
１人	152万円
２人	243万円
３人	278万円
４人	305万円

世帯人員	基準額
５人	328万円
６人	344万円
７人	360万円
８人	376万円

※上記控除要件は一例です。控除要件は家庭状況に応じて他にもありますので、詳しくは、石垣市教育委員会までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

石垣市教育委員会（教育総務課）

電話：0980－87－5077

FAX：0980－82－0294

E-mail：kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp

※奨学金は、児童養護施設の生徒も申請可能です。